

公益社団法人日本動物学会中国四国支部令和元年支部総会議事録  
令和元年 5 月 12 日（日） 12：05～12：45  
広島大学東広島キャンパス 理学部 E 棟 210 講義室

○議長選出

彦坂暁会員が議長に選出された。

○地元県委員挨拶

彦坂暁広島県委員から挨拶があった。

○支部長挨拶

植木龍也支部長から挨拶があった。

○若手研究者優秀発表賞表彰

2 会場で行われた 16 題の口頭発表を対象に審査し、以下の 2 名を受賞者に決定した。

岡村 彩子（岡山大・院・自科）

「ニワトリにおける遅羽性の分子メカニズム」

中村 誠（広島大・院・統合生命）

「ネッタイツメガエル幼生尾の再生過程における JunB 転写因子の機能解析」

○報告事項

1) 理事報告

植木龍也支部長より、支部費の配分方針について、学生の指導教員届について、全国大会について、会費のクレジットカード払いについて、支部代表委員選挙における同数の場合について、本部・支部ホームページについて、理事・支部代表委員の辞退について、理事選挙の被選挙権について報告があった。

2) 庶務幹事報告

濱生こずえ庶務幹事より、令和元年支部役員、支部会員数について報告があった。平成 31 年 4 月 25 日現在の支部会員数は 256 名（前年度比 8 名減）であった。

3) 会計幹事報告

高瀬稔会計幹事より、別紙 1, 2 のとおり平成 29 年度支部会計決算（平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日）および平成 30 年度決算見込み（平成 30 年 7 月 1 日～令和元年 5 月 11 日現在）について報告があった。

4) 会計監査報告

吉田将之会計監査より、平成 29 年度支部会計決算は適正な会計処理が行われていることを確認したとの報告があった。その後審議の結果、平成 29 年度決算は了承された。

5) 県委員・企画委員報告

濱生こずえ庶務幹事より 5 件の活動報告があった。山口大学理学部サイエンスワールド 2018 (平成 30 年 10 月), 岡山県例会 (平成 30 年 11 月, 平成 31 年 1 月), 愛媛県例会 (平成 30 年 12 月), 高知県例会 (平成 30 年 12 月), 広島県例会 (平成 31 年 3 月) を実施した。

6) 2020 年度全国大会(米子)の準備状況について

椋田宗生鳥取県企画委員より, 日本動物学会第 91 回米子大会・役員会準備状況について報告があった。

7) その他 特になし

○審議事項

1) 次年度事業計画について

① 次年度支部大会について

濱生こずえ庶務幹事より, 令和 2 年の支部大会を香川県で開催することが提案され, 承認された。

② 県例会等について

濱生こずえ庶務幹事より, 以下の 5 件の事業計画の提案があり, 承認された。山口大学理学部サイエンスワールド 2019 (令和元年 10 月), 岡山県例会 (令和元年 11 月～令和 2 年 1 月頃), 愛媛県例会 (令和元年 12 月), 高知県例会 (令和元年 12 月), 広島県例会 (令和 2 年 3 月)。

2) 次年度支部予算案について

高瀬稔会計幹事より, 令和元年度支部会計予算について, 令和元年 7 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日の支出計画案 (別紙 3) が提出され, 承認された。

3) 支部規定の改正案について

植木龍也支部長より, 中国四国支部規程改正案 (別紙 4) が提出され, 承認された。

4) その他 特になし

○次年度支部大会開催県委員挨拶

箕田康一香川県委員より, 次年度の開催予定 (令和 2 年 5 月 16 日～17 日 香川大学農学部) が告知され, 挨拶があった。

平成 29 年度 社団法人 日本動物学会中国四国支部 決算  
(平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日)

収入の部		予算		決算	
繰越金		¥126,602		¥126,602	
会費		¥183,200		¥183,200	
寄付金		¥0		¥33,000	
預金利子		¥20		¥2	
		¥309,822		¥342,804	

支出の部		予算	内訳	執行額	内訳	
事業費		¥160,000		¥182,494		
	支部大会援助金(山口大会)		¥100,000		¥100,000	
	シンポジウム援助金(山口大会)		¥15,000		¥15,000	
	若手研究者優秀発表賞		¥15,000		¥15,000	
	県例会援助金		¥30,000		¥29,000	広島県 ¥8,000
						岡山県 ¥5,000
						山口県 ¥3,000
						島根県 ¥3,000
						愛媛県 ¥2,000
						鳥取県 ¥2,000
						香川県 ¥2,000
						高知県 ¥2,000
						徳島県 ¥2,000
	中国四国支部 70 周年記念事業		¥0		¥23,494	
選挙費		¥11,000		¥0		
通信運搬費		¥5,000		¥370		
					¥290	送金手数料
					¥80	送金手数料
給料手当		¥30,000		¥30,000		
	庶務幹事手当		¥10,000		¥10,000	
	会計幹事手当		¥10,000		¥10,000	
	ホームページ委員手当		¥10,000		¥10,000	
雑費		¥2,000		¥0		
謝金		¥5,000		¥0		
消耗品費		¥5,000		¥0		
小計		¥218,000		¥212,864		
予備費		¥91,822		¥129,940		次年度繰越
計		¥309,822		¥342,804		

平成 30 年度 公益社団法人 日本動物学会中国四国支部 決算見込み  
 (平成 30 年 7 月 1 日～令和元年 5 月 11 日現在)

収入の部		予算		決算		
繰越金		¥120,804		¥129,940		
会費		¥204,000		¥204,000		
預金利子		¥2		¥2		
		¥324,806		¥333,942		
支出の部		予算	内訳	執行額	内訳	
事業費		¥156,000		¥156,000		
	支部大会援助金 (広島大会)		¥100,000		¥100,000	
	シンポジウム援助 金(広島大会)		¥15,000		¥15,000	
	若手研究者優秀発 表賞		¥15,000		¥15,000	
	県例会援助金		¥26,000		¥26,000	広島県 ¥5,000
						岡山県 ¥5,000
						山口県 ¥3,000
						島根県 ¥3,000
						愛媛県 ¥2,000
						鳥取県 ¥2,000
						香川県 ¥2,000
						高知県 ¥2,000
						徳島県 ¥2,000
選挙費		¥0		¥10,800		
通信運搬費		¥5,000		¥942		
					¥432	送金手数料
					¥360	送金手数料
					¥150	送金手数料
給料手当		¥30,000		¥30,000		
	庶務幹事手当		¥10,000		¥10,000	
	会計幹事手当		¥10,000		¥10,000	
	ホームページ委員 手当		¥10,000		¥10,000	
雑費		¥2,000		¥0		
謝金		¥5,000		¥0		
消耗品費		¥5,000		¥0		
小計		¥203,000		¥197,742		
予備費		¥121,806		¥136,200		次年度繰越
計		¥324,806		¥333,942		

令和元年度 公益社団法人 日本動物学会中国四国支部 予算案  
(令和元年 7 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日)

収入の部		予算	
繰越金		¥136,200	(見込み)
会費		¥171,200	
預金利子		¥2	
		¥307,402	
支出の部		予算	内訳
事業費		¥156,000	
	支部大会援助金		¥100,000
	シンポジウム援助金		¥15,000
	若手研究者優秀発表賞		¥15,000
	県例会援助金		¥26,000
選挙費		¥11,000	
通信運搬費		¥5,000	
給料手当		¥30,000	
	庶務幹事手当		¥10,000
	会計幹事手当		¥10,000
	ホームページ委員手当		¥10,000
雑費		¥2,000	
謝金		¥5,000	
消耗品費		¥5,000	
小計		¥214,000	
予備費		¥93,402	
計		¥307,402	

## 公益社団法人 日本動物学会 中国四国支部規程改正 新旧表 (2019/5/11)

## 【規定改正の方向性】

- 理事選挙において得票数が同数の場合に関して  
現在の支部の規定では会員歴の長い者を選ぶこととなっているが、学会の定款細則では生年月日の遅い会員を当選とするとなっているため齟齬が起きている。上位規定である学会の定款細則に合わせて支部規定を改正する必要がある。
- 上位規定の記載に関して  
理事選挙の上位規定は本学会の支部規定となっているが定款細則が正しい。支部の規定を改正する必要がある。
- 本部と支部の関係性  
そもそも理事選挙は本部マターなので支部の規定に記載しなくてもよい。支部長の選出は支部規程に基づくとの記載は必要である。
- 支部規程の改訂は総会に付す必要がある。

新规定 (案)	旧規定
<p>四. 役員</p> <p>(イ) 支部長 (理事を兼務する) 1名, <u>公益社団法人日本動物学会支部規定に従って選出する。</u></p> <p>(ロ) 理事 1名, <u>公益社団法人日本動物学会定款および定款細則に従って選出する。</u></p> <p>(ハ) 支部代表委員 公益社団法人日本動物学会支部規定に従って, 支部正会員の互選により選出する。支部代表委員の任期は2年とし, 連続した3選を認めない。理事および監事は支部代表委員を兼ねることはできない。</p>	<p>四. 役員</p> <p>(イ) 支部長 (理事を兼務する) 1名, <u>支部選出理事のうち得票の多い者をもって充てる。得票数が同数の場合には会員歴のより長い理事とする。公益社団法人日本動物学会会長及び副会長は支部長を兼ねることができない。支部長の任期は, 選任後2年以内に終了する事業年度のうち, 最終のものに関する公益社団法人日本動物学会定時社員総会の終結の時までとする。ただし, 引き続き2期を超えることはできない。</u></p> <p>(ロ) 理事 1名, <u>公益社団法人日本動物学会支部規定に従って, 支部正会員の互選により選出する。得票同点者があるときは, 会員歴の長い会員を当選とする。理事の任期は, 選任後2年以内に終了する事業年度のうち, 最終のものに関する公益社団法人日本動物学会定時社員総会の終結の時までとする。ただし, 引き続き2期を超えることはできない。</u></p> <p>(ハ) 支部代表委員 公益社団法人日本動物学会支部規定に従って, 支部正会員の互選により選出する。支部代表委員の任期は2年とし, 連続した3選を認めない。理事および監事は支部代表委員を兼ねることはできない。</p>